

居住地外で定期接種を受ける際の事後申請の取扱いについて

—行政改善推進会議の意見を踏まえて、厚生労働省にあっせん—

総務省九州管区行政評価局（局長 ^{いそ としお}磯 寿生）は、居住地外で定期接種を自費で受けた際、事前申請が必要であると知らず、事後に申し出たところ、市が接種費用の払戻しに応じてくれなかったとの行政相談を受けました。当局では、民間の有識者を構成員とする行政改善推進会議（座長 ^{いしもり ひさひろ}石森 久広 西南学院大学副学長・法学部教授）に諮り、その結果を踏まえ、本日、総務省行政評価局から厚生労働省にあっせんしました。

【行政相談事案】

私は、A県B市に住んでいた時に子が生まれ、その2か月後にC県D市に転居したが、生後2か月の定期予防接種の案内がB市とD市の両市から送られてこなかった。

そのため、里帰りしたE県のF市で自費により接種したが、1回目の接種の時点では、居住地外での予防接種の場合に事前申請が必要であると知らず、申請していなかったため、D市は、接種費用の払戻しに応じてくれなかった。なぜ居住地外で予防接種した場合に事後申請を受け付けてくれないのか。

【当局の調査結果】

当局では、里帰り出産等により居住地外で定期接種を受けた際に、制度を知らなかった等の理由により事前申請をすることができなかった場合の事後申請の受付状況について、九州管内の37市町村を抽出し調査

＜調査結果＞

- ① 居住地外で定期接種を受ける際に、事後申請を不可（事前申請のみ）としている市町村は25市町村 【2ページ】
- ② 事後申請を不可としている25市町村のうち18市町村は、その理由を、定期接種実施要領（※）や市の要綱に事前に申請が必要な旨の定めがあるためとしている。 【2ページ】

（※）市町村長が行う予防接種について具体的な実施方法等を示した地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的助言であり、予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添として厚生労働省健康局長から各都道府県知事宛に発出されている。

【厚生労働省へのあっせん】

厚生労働省は、定期接種の実施主体である市町村に対し、定期接種対象者の接種機会を確保し、併せて予防接種健康被害救済制度の公平性を担保する観点から、定期接種実施要領の改正により、次の対応を行うこと。

- 市町村に対し、各市町村の判断によって、住民が事前の申請なく居住地外で接種した予防接種について、事後に申請を受け付けることにより、当該予防接種について定期接種として扱うこと、及び接種費用の償還払いに対応することが可能であることを明示すること。 【3ページ】



（本件に関する連絡先）
 総務省 九州管区行政評価局
 担当：首席行政相談官 福井
 行政相談官 坂本、福岡
 電話：092-431-7081（代表）

<あっせんの概要>

制度概要

- 定期接種は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき市町村長が実施
- 定期接種対象外のワクチンや定められた接種期間外に接種する場合は任意接種となる。
- 厚生労働省が発出している「定期接種実施要領」では、市町村に対し、里帰り等やむを得ない事情により居住地外で定期接種を受ける場合は居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行う等の配慮を求めている。

調査結果

1 居住地外で定期接種を受ける際の事後申請の受付状況

調査対象 37 市町村における居住地外で定期接種を受ける際の事後申請の受付状況についてみると、約 7 割の 25 市町村において、事後申請は不可（事前申請のみ）となっている。

表 居住地外で定期接種を受ける際の事後申請の受付状況（単位：市町村、%）

事後申請は不可 （事前申請のみ）	事後申請でも可	計
25 (67.6)	12 (32.4)	37 (100)

2 事後申請を不可とする主な理由

定期接種実施要領や市の要綱に事前に申請が必要な旨の定めがあるため【18 市町村】

厚生労働省の見解

定期接種実施要領の記載は、事前に申請のなかったものを一切認めないといった厳格な運用を求める意図のものではなく、また、事前申請なく居住地外で接種した予防接種であっても市町村の判断により定期接種として取り扱うことは妨げない。

（参考）定期接種実施要領（抄）

第 1 総論

2 0 他の市町村等での予防接種

保護者が里帰りをしている場合、定期接種の対象者が医療機関等に長期入院している場合等の理由により、通常の方法により定期接種を受けることが困難な者等が定期接種を受けることを希望する場合には、予防接種を受ける機会を確保する観点から、居住地以外の医療機関と委託契約を行う、居住地の市町村長から里帰り先の市町村長へ予防接種の実施を依頼する、又は居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行う等の配慮をすること。

行政改善推進会議の意見

- 居住地外で予防接種を受ける場合に、間違い接種等を防止するため、市町村が事前に申請を受け付け、所定の手続を行うことは、合理性があると考ええる。
- 一方で、本件相談のように、真にやむを得ない事情により事前申請ができなかった場合においても事後申請を認めないというのは、定期接種対象者の接種機会を確保する観点からも問題があるのではないか。
- 何らかの都合で、居住地で予防接種を受けられない住民もおり、その場合でも、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を実施するという予防接種法の趣旨を踏まえ、漏らさず定期接種を受けてもらうことが重要である。事前の申請なく居住地外で接種した予防接種の取扱いについて、居住している市町村で事後申請の可否や定期接種の扱いが異なっているのは、定期接種の事務が自治事務に係るものであるといっても、厚生労働省が市町村に対し、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として定期接種実施要領を通知して、その実施につき遺漏なきことを求めていることを踏まえれば、改善の余地があるのではないかと。予防接種対象者がどの市町村に住んでいても不公平にならないよう、広域的な観点から、厚生労働省に市町村に対する助言等の対応を求めることはできないか。
- 居住地外で定期接種を受ける際の手続について、定期接種実施要領に「事前に」と明記してあることにより、柔軟な運用ができない市町村もあると思う。事前申請なく居住地外で定期接種を受けた場合でも、事後申請を受け付けることは可能であるということを示すことができれば、市町村の運用も改善をしていくのではないかと。

厚生労働省に対するあっせん

厚生労働省は、定期接種の実施主体である市町村に対し、定期接種対象者の接種機会を確保し、併せて予防接種健康被害救済制度の公平性を担保する観点から、定期接種実施要領の改正により、次の対応を行うこと。

- 市町村に対し、各市町村の判断によって、住民が事前の申請なく居住地外で接種した予防接種について、事後に申請を受け付けることにより、当該予防接種について定期接種として扱うこと、及び接種費用の償還払いに対応することが可能であることを明示すること。

○行政改善推進会議とは

行政相談を端緒として、行政の制度・運営に係るものの改善について、民間有識者の意見を聴取し、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政の改善を効果的に推進することを目的に設置（令和6年3月1日に行政苦情救済推進会議から名称を変更）

（座長）	石森 久広	（西南学院大学副学長・法学部教授）
（構成員）	久留 百合子	（株式会社ビスネット代表取締役、消費生活アドバイザー）
	戸江 千枝	（税理士）
	三浦 邦俊	（弁護士）
	西原 眞理子	（福岡行政相談委員協議会会長）
	縄田 真澄	（公益財団法人九州経済調査協会理事長）
	山崎 健	（株式会社西日本新聞社論説委員長）



これまでに行政改善推進会議に付議された事案は、九州管区行政評価局のホームページで紹介しています。

○九州管区行政評価局ホームページ

https://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/soudan_04.html